

交渉（全労働岐阜支部）議事概要

岐阜労働局長（当局）は、平成25年10月22日（火）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

全労働岐阜支部

- 1 労働行政体制の拡充について
行政運営に必要な定員を十全に確保すること。
現下の厳しい雇用失業情勢への対応及び様々な国民の期待に応えるための行政体制の確立を図ること。
- 2 賃金改善について
「給与臨時特例法」は直ちに廃止すること。
また、高齢層の昇給・昇格制度の見直しなど、給与抑制は行わないこと。
- 3 地方分権改革について
労働者保護の後退に繋がる地方分権・民間開放は行わないこと。
- 4 都道府県労働局の「新人事制度」について
労働行政のすべての分野における専門性・総合性の維持・向上を図るため、労働基準監督官の専管事項の拡大を抜本的に見直すこと。
全ての職員の雇用と安心して業務に専心し得る労働条件を確保すること。
- 5 非常勤職員の労働条件改善等について
制度の抜本的見直しにより、非常勤職員の雇用の安定と均等待遇の実現を目指した諸規定の整備を図り、手当や休暇制度の改善をすること。

当局

- 1 労働行政体制の拡充について
労働基準行政を始め、職業安定、雇用均等のいずれの行政においても行政需要は増大している中、国民及び地域住民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、人員体制の確保が必要不可欠であると認識している。
地方管理者としても、現下の労働行政における岐阜労働局の定員事情は、誠に厳しい状況にあると認識しており、本省及び関係部局に対して働きかけていく。

2 賃金改善について

労働行政の各分野における職務は、いずれも専門性、複雑・困難性を有しており、公務に必要な人材に相応しい給与水準の確保が必要である。

給与改善は、労働条件の根幹に関わる最重要課題であり、職員の生活と士気に直結する重要な問題であると認識しており、労働行政の置かれている状況や厳しい公務の実情について、本省及び関係部局に対して働きかけていく。

3 地方分権改革について

労働行政は労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の3行政連携のもと、国の責任において業務を担うべきであると認識している。

今後も地方自治体と連携協力をして、地域の雇用対策を推進していくことが重要である。

4 新人事制度について

労働行政の全ての分野で専門性の確保は重要な問題と認識している。各分野の専門性の確保、人材の確保、育成が図れるシステムの見直し、改善については、現場の意見を踏まえた上で、引き続き本省へ働きかけていく。

5 非常勤職員の労働条件改善等について

行政運営に当たっては、相談員等の非常勤職員による業務対応が必要不可欠となっており、引き続き、職務に見合った給与水準の確保と制度の改善について、本省及び関係部局に対して働きかけていく。

以 上